



鳥取県公報

平成 20 年 12 月 12 日(金)
第 8 0 5 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による居宅介護事業及び介護予防事業の廃止の届出 (808) (福祉保健課)	2
	生活保護法による介護機関の指定 (809) (〃)	2
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (67)	3
	鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (68)	3
◇ 公 告	採石法の規定に基づく認可状況の公表 (2件) (治山砂防課)	3
◇ 正 誤	平成 20 年 3 月 28 日付鳥取県条例第 30 号中訂正	4

告 示

鳥取県告示第808号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成20年12月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町566	わかさ生協診療所	八頭郡若桜町大字若桜1200-1	平成20年10月31日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町566	わかさ生協診療所	八頭郡若桜町大字若桜1200-1	平成20年10月31日

鳥取県告示第809号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成20年12月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 介護老人保健施設

名称	所在地	指定年月日
わかさ生協診療所	八頭郡若桜町大字若桜1200-1	平成20年11月1日

2 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町566	わかさ生協診療所	八頭郡若桜町大字若桜1200-1	短期入所療養介護	平成20年11月1日

3 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
----	------------	------------	-------------	-----------	-------

鳥取医療生 活協同組合	鳥取市末広 温泉町566	わかさ生協診療 所	八頭郡若桜町大 字若桜1200-1	介護予防短期入所 療養介護	平成20年11月1日
----------------	-----------------	--------------	----------------------	------------------	------------

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第67号

平成20年第12回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成20年12月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

- 1 日時 平成20年12月16日（火） 午後4時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会
- 3 議題
 - (1) 政治資金規正法に基づく報告書等の閲覧に関する規程の一部改正について
 - (2) その他

鳥取県選挙管理委員会告示第68号

平成20年12月5日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、939であるので、漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項の規定により告示する。

平成20年12月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成20年12月12日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 竹 森 達 夫

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	認可の期間	
中部砂利生産協 同組合 理事長 高力 修一	倉吉市東巖城 町12	東伯郡三朝町大 字福本字美坂谷 462外14筆 (177,406平方 メートル)	風化花崗岩 (134,505立方 メートル)	平成20年11月20日 から平成23年11月 19日まで	平成20年11月19 日

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の5第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成20年12月12日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 竹 森 達 夫

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	採石場の所在地及び面積	認可の期間	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
三明建設株式会社 代表取締役 中山千恵美	鳥取市長谷825	鳥取市長谷字城ヶ谷口822外4筆 (148,921.74平方メートル)	平成19年9月4日から 平成23年9月3日まで	掘削区域の面積	42,368.73平方メートル	42,346.65平方メートル	平成20年11月20日
				採取をする岩石の数量 (安山岩)	382,903.20立方メートル	415,508.20立方メートル	
				採取をする岩石の数量 (凝灰岩)	8,345.50立方メートル	1,392.00立方メートル	

正 誤

平成20年3月28日公布の鳥取県条例第30号（鳥取県税条例の一部を改正する条例）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 26

欄 左欄

行 下から13及び14

誤 （平成20年法律第 号）

正 （平成20年法律第87号）

頁 34

行 下から10

誤 （平成20年法律第 号）

正 （平成20年法律第87号）